

令和8年度 社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会

事業計画

合併20年目を迎える四万十町においては、少子高齢化の進行により高齢化率は46%を超えており、人口構造の変化は、人口減少にとどまらず、社会経済や世帯状況、地域社会においても大きな影響を及ぼしています。

国においては、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会の実現」を目指しています。

本会においても、社会福祉協議会の原点に立ち戻り、住み慣れた地域で誰もが安心して生活することのできる「福祉のまちづくり」を目指し、各事業に取り組んでいきます。そのため、住民が必要としていることや地域の課題を的確に捉えるとともに、課題に対する住民の関心を高め、幅広い福祉活動への参加につなげることを重視し、話し合う場や参加する場の提供に努めます。

また、南海トラフ地震等の大規模災害に備え、実践的な訓練や研修を実施し、災害時に適切に対応できる体制づくりを進めます。

社会福祉センターについては、令和7年度に町の関係部署との情報共有会を開催したところであり、その内容を踏まえ、今後は関係部署と連携しながら、移転に向けた今後の進め方について確認・協議を行っていきます。

賛助会員や寄付金等の自主財源確保に向けては、社会福祉活動への理解促進と有効活用について、積極的な情報発信を行っていきます。

指定管理事業を含む介護サービス事業および障害サービス事業については、利用者ニーズの把握に努め、利用者確保や効率的な運営等の課題に取り組むとともに、サービスの質の向上と安定的な事業運営を目指します。あわせて、計画的な研修の実施や資格取得の促進を図り、専門性の向上と人材育成に取り組むことで、職員一人ひとりの資質向上を図ります。

これらを踏まえ、本年度も「しまんと町社会福祉協議会基本理念」を大切にし、次の取組を重点的に進めます。

1. 包括的な支援体制の充実

一人ひとりのニーズに基づく相談支援や生活支援等の個別支援と、顔の見える身近な圏域において、住民や関係機関が協働できる地域づくりを一体的に展開し、包括的な支援体制の充実を図ります。

2. 介護事業の経営改善

地域福祉の拠点としての社会福祉協議会の役割を踏まえ、収支両面から課題分析を行い、サービスの質の向上に努めるとともに、利用者確保や経費節減に向けた取組を検討し、安定的な事業運営を目指します。

1. 法人基盤整備・強化

役職員が一体となって、法令遵守を基本に地域課題の共有をはかり、着実に課題解決に向かうための組織経営を図ります。

(1) 会務の運営

目的	地域共生社会の実現を目指して、社会福祉法人の責務を果たす
目標	<ul style="list-style-type: none">・役員と職員が課題、方針を共有・社会的背景や関係法令について注視
実施計画	<ul style="list-style-type: none">・役員研修の実施（四国地域福祉実践セミナー等）宇和島市 8/1, 2・理事会・評議員会の開催

(2) 組織体制の強化、事務局体制の整備

目的	地域課題の解決に向け、各係が役割分担と連携により効率的な事業運営ができるよう努める 職員は、本会の基本理念を基として福祉サービスの提供、地域福祉の推進に努める
目標	<ul style="list-style-type: none">・基盤強化・発展強化計画の実践・地域の情報を重視し、地域に出向く姿勢の徹底・町、県、県社協との連携
実施計画	<ul style="list-style-type: none">・国や県の動向を注視し、職員間で情報共有・地域担当職員の配置

(3) 組織経営の強化・自主財源の確保

目的	組織体制、事業等についての透明性の確保を図る 社会福祉法人会計基準及び本会の経理規程に基づく適正な資金管理と運用 身近な地域福祉活動を推進していくため、住民に社協活動への理解・関心を深めていく
目標	<ul style="list-style-type: none">・個人会員、特別会員の加入推進・在宅介護・施設サービスの効率的な運営
実施計画	<ul style="list-style-type: none">・現況報告の掲載（ホームページ）・会費強化月間（個人会員：4月、特別会員：6月）・経営改善会議の開催（経営分析）

(4) 広報活動

目的	本会の組織・事業及び福祉全般に関する事業を地域住民に提供し、福祉意識を高めていく また、身近に感じてもらい、参加の促しにつなげる 情報公開の機能も果たす
目標	<ul style="list-style-type: none">・福祉情報の活用・提供・福祉活動の周知・福祉意識の啓発
実施計画	<ul style="list-style-type: none">・区長会での広報・社協広報紙の発行・ホームページの運用、SNSの活用・社会ふくし大会の開催

(5) 働きやすい職場づくり

目的	安定した住民サービスを提供するため、職員ひとりひとりが労務意欲を高めやりがいを持って働くことができるよう、労働環境の整備に取り組む
目標	<ul style="list-style-type: none">・労働災害防止の取り組み・効率的な情報共有体制の構築・ハラスメント行為に対する相談窓口の周知
実施計画	<ul style="list-style-type: none">・衛生管理者による事業場巡視・グループウェアの効率的な運用・ストレスチェックの実施・ハラスメント規程の整備

(6) 人材確保・人材育成

目的	定年退職者の状況や職員の年齢構成等を鑑み、計画的な職員採用を行い安定した事業運営体制を継続する OJTの実践を通じて、指導する側、される側双方のスキルアップに繋げる また、外部研修を活用しながら職員ひとりひとりの専門性を高める
目標	<ul style="list-style-type: none">・計画的な人材確保・職階別、分野別の研修受講、資格取得者の増加・OJTの充実
実施計画	<ul style="list-style-type: none">・福祉研修センター計画等による各種研修（職階・分野別）・資格取得支援制度の周知・社会福祉士実習の受入（高知県立大学1名、美作大学1名）

(7) 危機管理体制の強化

目的	大規模地震をはじめとする様々な自然災害や感染症発生時においても、職員及び地域住民の安全を確保し、福祉サービスの安定供給を行うため、事業の迅速な復旧・再開を図れる組織対応力を確保する
目標	<ul style="list-style-type: none">・様々な状況を想定した訓練への全職員の参加・限られた職員体制で迅速な対応ができるようマニュアル等の周知徹底
実施計画	<ul style="list-style-type: none">・BCP、初期行動計画の定期的な訓練や見直し・初期行動計画に基づく災害想定訓練、研修の実施・福祉避難所運営訓練（大正支所・十和の里・小規模香月）

(8) 共同募金事業

目的	高知県共同募金会の定める諸計画に基づき、町内における地域福祉の推進のため、住民参加を図り、民意を十分に反映した募金活動と趣旨に合う助成を推進する
目標	<ul style="list-style-type: none">・募金活動及び助成の意義の啓発・寄付金の流れの透明化
実施計画	<ul style="list-style-type: none">・共同募金配分委員会による運営（5月）・共同募金配分委員会による助成団体の決定（5月）・しまんと町社協だよりへ募集、実績の掲載・街頭募金の実施（10月）

(9) 社会福祉センター管理運営

目的	地域のボランティア活動の拠点や、地域コミュニティの場、団体、企業、一般のイベント、会議、研修の会場として利用してもらう また、福祉の拠点となる社会福祉センターの機能を維持するため、移転に向けて関係機関との協働により、より良い施設にするための検討を行う
目標	<ul style="list-style-type: none">・ニーズに応じた貸館・老朽化による施設維持管理の強化・センター移転へ向けた関係機関との協議
実施計画	<ul style="list-style-type: none">・貸館・避難訓練、消火訓練・移転へ向けた関係機関との協議

(10) 各関係機関との連携・協働

目的	円滑な組織運営を行うため、関係機関との連携を図る
目標	<ul style="list-style-type: none">・定期的な情報共有・会議への積極的な参加
実施計画	<ul style="list-style-type: none">・四万十町社会福祉連絡会の開催・取組み・高幡広域社協連絡会・四万十町人材確保・育成ネットワークへの参画

2. 住民主体の地域づくり

地域共生社会の実現に向けて、地域住民や多様な主体が「我が事」として参画できる社会づくりのため、人と人、人と資源がつながる関係性を構築・継続できるよう、多様な情報を収集し、また発信します。地域のコーディネーターとしての役割と合わせて、地域福祉を牽引する組織として、自らが地域に出向き地域住民と共に常に進化する体制を目指していきます。

(1) 地域福祉活動

目的	住民自身が地域福祉活動の主体として行動できるように、つながりや支え合いの大切さを共に学び、実践につなげる
目標	<ul style="list-style-type: none">・地域福祉（活動）計画の推進・地域福祉の推進・食を通じた集いの場の提供
実施計画	<ul style="list-style-type: none">・活動計画推進委員会の開催 全体会：年3回（5月、10月、2月）・ふくしのつどいの開催・地域出向型カフェの実施（窪川3・大正2・十和3）

(2) 福祉教育の推進

目的	学校向け福祉教育、住民向け啓発活動を通して、ふれあいや助け合いの取り組みを応援し、福祉意識の向上に向けていく
目標	<ul style="list-style-type: none">・福祉教育の体系化（学校教育、住民教育）・住民向け福祉教育
実施計画	<ul style="list-style-type: none">・町内学校・教育委員会との連携（教育福祉人材交流研修 8月頃）・福祉教育推進校へ助成事業（小・中・高）10校・4月、12月校長会への参加・おすすめ講座開催・福祉教育プログラムのPR

(3) ボランティア活動の推進

目的	ボランティア活動への支援と情報発信により、資源の発掘とその活用により地域力の向上を目指す
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティアセンター機能の充実、強化 ・ボランティアの活躍の場を提供する ・ボランティアの育成
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉の担い手であるボランティア団体との連携を強化する ・ボランティア団体同士の情報共有の場を設け、活動状況や課題を共有するとともに、社協事業との協働を推進する ・協働事業数や参加人数を指標として成果を検証し、次年度へ反映する ・次世代の福祉人材育成を目的に、学校と連携し学生ボランティアの受入れを行う ・福祉体験や地域行事への参加機会を確保し、継続的な関わりにつなげる

(4) 災害ボランティアセンター事業

目的	災害時の円滑なボランティア支援を行うため、災害ボランティアセンターの設置・運営に関する各種団体や関係機関と、平時から相互にコミュニケーションを図り、連携・協働する
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティア連絡会の見直しと実行機能の強化
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・災害ボランティアセンター運営マニュアルの見直し ・連絡会と連携し模擬訓練の実施（大正地区） ・社協職員階級別災害ボランティアセンター訓練の実施

(5) ファミリーサポートセンター事業

目的	地域において会員同士が子育てに関する相互援助をすることにより、地域の子育て支援を行うとともに、仕事と子育てを両立できる環境を整備し、もって労働者の福祉増進及び児童の福祉向上を図り、地域で子育てしやすい環境を整備する
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・ファミリーサポートセンター事業の周知 ・まかせて会員の確保 ・会員同士の交流を図る
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・まかせて会員講習会の開催（広域受講の対応）（2回/年） ・会員交流会の開催（1回/年） ・西部地域ファミリーサポートセンターアドバイザー意見交換会 ・ファミサポ通信の発行（2回/年） ・まかせて会員確保のための宣伝（CATV等） ・おねがい会員加入のための宣伝や関係機関への訪問 ・必要に応じて、関係機関との連携

(6) 団体事務局等の運営支援

目的	各団体の事業計画に基づき活動を支援、また、連携をして地域での福祉活動の活性化をはかる
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉推進のために各団体と本会の相互協力
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体への必要に応じた情報提供や支援

(7) 配食サービス

目的	食の確保の難しい高齢者等の世帯に、食事を定期的に配達するとともに安否確認を行い、必要がある場合には関係機関への連絡等を行う 食生活に支援があることで在宅生活の継続を支援する
目標	・定期的な配食サービスの継続
実施計画	・職員および配送員の役割分担を明確にし、代替体制を確保することで安定した提供体制を維持する。

(8) 他機関との連携・協働

目的	他機関がそれぞれの長所を生かして活性化できるような連携をとる
目標	・各機関の職員との顔の見える関係作り
実施計画	・地域支え合いネットワーク（見守り台帳）の共有 ・地域ケア推進会議（窪川地域、大正・十和地域） ・生活支援体制整備事業協議体への参加 ・高齢者、障害者施設、障害者就労支援事業所との連携

3. 生活課題に向き合う総合相談

様々な生活課題を抱えながら、社会的孤立や制度のはざまにあり支援に結び付いていない人を深刻な状況になる前に発見し、見守り支え合える地域づくりを進めるために断らない相談体制構築に取り組みます。

また、複雑化、複合化した困難ケースには生活困窮や孤立傾向が見られ、サービスにつながっても孤立は解消されづらく、専門職と住民がつながった包括的な支援体制が重要です。課題解決に向けて、地域へつなぐ視点と、社会的困窮に対する理解啓発などの地域づくりを両輪で行います。

(1) 総合相談事業

目的	生活上のあらゆる相談や困りごとについて関係機関とつながり、総合相談支援体制の充実を図る
目標	・ワンストップでの相談体制の可視化 ・職員の相談援助技術の向上 ・社協内外への総合相談の認知度の向上
実施計画	・相談受付体制のフローチャートと受付様式を作成 ・無料法律相談の実施 ・研修への参加

(2) 生活福祉資金貸付事業

目的	低所得者、障害者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立及び生活意欲の促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるように支援する
目標	・対象者の経済的自立と生活の安定 ・償還が滞っている人への個別支援
実施計画	・民生委員交代後の支援として、償還対象者の情報共有 ・生活困窮者自立相談支援事業との連携 ・県社協と連携し、滞納世帯への償還指導 ・特例貸付対象者への訪問や文書発送等定期的なアプローチ（年4回）

(3) 暮らしの福祉資金

目的	四万十町に在住する低所得世帯等の要援護世帯に対し、必要に応じた資金を貸し付け、応急的な経済援助及び必要な指導を行い、住民の生活維持と福祉の増進に寄与する
目標	・償還が滞っている人への個別支援
実施計画	・滞納世帯への償還指導 ・生活困窮者自立支援事業と連携 ・対象者への訪問や文書発送等定期的なアプローチ

(4) 日常生活自立支援事業

目的	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分な方の権利を擁護することを目的とし、それらの方が自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理を行う
目標	・専門員と生活支援員が連携し、利用者の自己決定を尊重した支援の実施 ・サービスの必要な住民が本サービスを利用することにより自立した地域生活が送れるようなサポート ・事業制度利用の周知と理解促進
実施計画	・取扱要領に基づき、預かり物品一覧表との定期的な突合確認を実施し、適正管理の徹底を図る。 ・定期的に支援計画の評価を行う ・状況に応じて支援計画の見直しを行う ・関係機関と情報共有を行い、連携しながら支援を行う ・判断能力の低下に応じ、成年後見制度への円滑な移行支援を行う ・事業内容の周知を行い、早期相談・早期支援につなげる

(5) 生活困窮者自立相談支援事業・自立相談支援機能強化事業

目的	相談窓口につながっていない生活困窮者を早期に把握し、継続的な訪問支援により支援関係を構築し、自立に向けた支援につなげる。
目標	・経済的自立支援だけでなく社会的困窮者にアウトリーチを行い、地域へつなぐ ・多機関との連携による情報収集と支援 ・地域住民の事業への理解と、参加の促進
実施計画	・民生委員等との情報共有 ・引きこもり世帯へ継続的に関わりを持ちながら支援を行う ・必要に応じて同行支援の実施 ・ひきこもり家族を支える集いの開催(年6回)の継続 ・特例貸付対象者への償還に向けての支援・個別訪問 ・多職種連携による支援 ・フードバンクの関係機関や住民への周知・理解・協力依頼 ・関係機関と連携し、炊き出し(ポレポレデリバリー)を実施

(6) 成年後見事業

目的	意思決定の困難な認知症高齢者、知的障害者、精神障害者の権利を法的に保護し、本人の意向を尊重し、安定した生活を送ることができるよう支援する
目標	・職員の資質向上 ・関係機関との連携
実施計画	・社協内情報共有会の実施(毎月1回) ・運営委員会の実施(2回/年) ・高齢者問題等意見交換会

(7) 他機関との連携

目的	他機関との円滑な連携を図るために、他機関の機能や仕組みや関連制度を把握するとともに、社協事業についても他機関に理解を求め、相互理解に基づく一体的な連携を目的とする
目標	<ul style="list-style-type: none">・他機関とのネットワークの構築・各他機関へ社協への役割の周知
実施計画	<ul style="list-style-type: none">・消費者行政推進連絡協議会（年2回）・四万十町要保護児童対策地域協議会・四万十町社会教育委員会・行政との情報交換会・民児協各地区定例会への参加

4. 在宅介護・在宅支援

介護保険制度に基づくサービスをはじめ、高齢者支援サービスや障害福祉サービスを展開し、利用者が安心して日々の生活を送ることができるよう支援します。

また、介護保険制度等の法令を遵守するため、常に最新の情報を把握し、事業所ごとの研修や各種委員会活動を通じて、適切な運営に努めます。

経営改善に向けては、介護事業所の安定的な運営を継続するため、全事業所での黒字運営を目標とし、毎月の幹部会および事業所定例会において収支状況を確認しながら事業を推進します。

(1) 訪問介護（訪問介護事業所窪川）

目的	利用者の想いを尊重し、利用者及び その家族のニーズを的確に捉え、介護支援専門員等各専門職と連携し、利用者が必要とする適切なサービスを提供する
目標	<ul style="list-style-type: none">・研修等に参加し、職員の資質向上を図り、常に利用者の立場に立ったサービスを提供する・訪問介護事業所西部と連携し、四万十町全域の多くの利用者のニーズに対応できる体制を作る
実施計画	<ul style="list-style-type: none">・広いエリアでのサービス提供を円滑に行うため、記録・情報共有のためのより良いタブレットの活用・訪問介護員間の情報共有・連携を図るため、定例会と技術向上のための研修会を月に1回行う・苦情解決に向けては迅速な対応を行う・訪問依頼に対し多くの受け入れができるよう細やかな調整を行う

(2) 訪問介護（訪問介護事業所西部）

目的	住み慣れた自宅で最後まで暮らせるよう、地域包括ケアシステムの一翼を担うことを意識し、利用者の能力に応じた自立を促すサービス提供に努め、また身体的・精神的ケアを通じて、利用者と家族の負担を軽減し安心を届ける。
目標	<ul style="list-style-type: none">・安定的な経営のため月間利用者数30名を維持する・常勤換算スタッフ1名あたり月間80時間以上のサービス提供を行う・接遇向上のため「挨拶、身だしなみ、言葉使い」の徹底を行う
実施計画	<ul style="list-style-type: none">・サービス向上のため毎月1回の定例会および内部研修会の実施・ICTを活用し事務負担の軽減を行う・四万十町全域の利用者のニーズに応えるため、訪問介護事業所窪川と連携しながら業務を行う・居宅介護支援事業所へ空き情報を提供し利用者獲得につなげる

(3) 訪問入浴介護事業

目的	訪問入浴車を派遣し、安心して自宅内で入浴できるよう支援する
目標	<ul style="list-style-type: none">・必要とする利用者に対し、感染症対策を徹底しサービスの提供を行う・外出の機会の少ない利用者が多いため、特に本人・家族とのコミュニケーションを大切にする
実施計画	<ul style="list-style-type: none">・居宅介護支援事業所、関係機関との連携・研修等への参加・感染症対策の強化・入浴車の定期的なメンテナンスを行い、トラブルの発生を防ぐ

(4) 居宅介護支援事業（居宅介護支援事業所）

目的	住み慣れた地域で、利用者・家族が自立した日常生活を営む事ができるように支援していく
目標	<ul style="list-style-type: none">・事業所全体で月間利用者数200件以上を目標に管理・運営する・家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する知識などの関する事例検討会、研修会等に年1回以上全職員が参加する
実施計画	<ul style="list-style-type: none">・事業所内での情報共有と、包括支援センター他、関係機関と連携した支援を展開する・毎年3月に個々で研修計画を立案、参加と評価を徹底する

(5) 障害児者相談支援事業（しまんと町社協相談支援事業所）

目的	障害のある方、またはその家族の方への相談支援を行い、障害福祉サービスの利用の調整、福祉に関する情報の提供、各種申請に関する援助等を行う
目標	<ul style="list-style-type: none">・委託一般相談から障害福祉サービス利用に向けての支援を行う・相談支援事業所わらわとの協定を継続し、増収を目指す・65歳到達の際にはスムーズに介護保険への移行を行う・医療・福祉・保育・教育・就労との連携を図り、切れ目のないサービスを行う・障害児長期休暇支援事業（すまいるクラブ）の活用への周知
実施計画	<ul style="list-style-type: none">・委託一般相談から障害福祉サービスへ移行できる利用者を増やす・協定に基づき、運営委員会や会議を開催し、加算の取得を継続する・関係機関への会議、自立支援協議会への参加、また地域生活支援拠点の整備に向けた検討会への参加する・介護支援専門員と連携のための勉強会の開催（5月）・すまいるクラブの実施（春休み・夏休み・冬休み）・新1年生の就学前のすまいるクラブ利用に向けて保健師や保育所への声掛け・校長会での事業の説明や周知（4月）

(6) 通所介護事業（デイサービスセンター百年荘）

目的	（事業所を継続するためには、サービスの充実、事業を遂行するスタッフの質、事業運営に必要な財源の確保が不可欠であるため）安定した事業運営と、サービスの質の向上を目指し、利用者個々のニーズの把握とサービスの提供、求められるスタッフの育成に努める
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・稼働率80%（28名）以上での運営を行う ・利用者に加え家族とも顔の見える関係づくり ・事業所内でのアセスメント実施 ・事業手順の可視化 ・研修計画の立案
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・各居宅介護支援事業所に情報共有しながら、利用者の受け入れを柔軟に行う（空き情報の告知） ・利用者及び家族とのタイムラグのない情報共有の構築（LINE等）を検討する ・定例会において利用者の介護計画に基づくアセスメントを実施する ・事業手順のマニュアルを作成する ・目的と評価、振り返りの行える研修計画を作成し、受講後は職員で共有する

(7) 通所介護事業（デイサービスセンターこいのぼり）

目的	利用者が可能な限り住み慣れた地域において自立した日常生活が送れるよう、心身の状況や生活歴を踏まえた個別支援を行う。また要支援状態の軽減及び要介護状態の重度化の防止を図るため、専門的視点に基づく適切な介護サービス及び機能訓練を提供し、生活機能の維持向上に努める。
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者の生活歴に着目し、個人の有する能力と可能性を引き出し、重度化予防に向けたサービスを提供する ・各関係機関や地域住民との連携を密にし、総合的かつ効率的なサービスの提供に努める ・ノーリフトケアを推進し利用者及び職員の負担を軽減して安心して働くことのできる環境を作る
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の定例会にて、利用者の状態・経過・課題を共有し、支援内容の検討及び見直しを行う。検討内容は全職員に周知徹底し、統一した支援の実践とサービスの質の向上につなげる ・月に1回事業所通信を発行し、利用者及びその家族だけでなく、関係機関に対して行事内容や利用状況、空き情報等を発信することで、事業所の取り組みの「見える化」を図り、新規利用者の確保や利用促進につなげる ・週2回理学療法士により、個々の身体状況に合わせた訓練内容の提案および実施を行う。身体機能だけでなく生活の質を高める「その人らしい生活」へのアプローチを行う

(8) 認知症対応型共同生活介護事業（グループホームひだまり）

目的	認知症の状態にある利用者が、家庭的で落ち着いた環境の中で、その人らしい生活を継続できるようにする
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・「できること」を生かし、身体機能・生活機能の維持を図る ・生活歴やニーズに応じた個別ケアを行う ・家族および地域とのつながりを大切にする ・穏やかに安心して暮らせる生活環境を整える ・職員の専門性を高め認知症ケアの質の向上を図る
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・リハビリの視点を取り入れ、体操や家事動作など生活リハビリを継続する ・認知症研修会へ参加し、職員間で共有する ・家族会を3か月に1回開催し交流を深める ・地域カフェや地域行事へ参加し、地域との交流を図る ・アセスメントに基づいた個別支援計画を作成し、定期的に見直す ・ユニットごとのケアを行いつつ、2ユニット全体での交流の機会も取り入れたサービスを提供する

(9) 小規模多機能型居宅介護事業（小規模多機能ホーム香月）

目的	利用者が望む慣れ親しんだ環境の中での生活が継続できるよう、柔軟なサービスを組み合わせ、在宅生活を支援する
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模多機能型居宅介護の特性（通いサービス・宿泊サービス・訪問サービス）を生かし、一人ひとりのニーズに合わせた柔軟なサービスを提供することにより、家族の負担を軽減し、本人の望む生活の継続ができる ・経営の健全化
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流を取り入れた支援の実施 ・体操等を取り入れながら体力の維持向上に努める ・医療機関や他事業所等との連携を行い利用者の確保に努める ・入退院時には、医療機関や関係機関との連携を図り安定した利用につなげる ・登録者数23名以上を目標とし、宿泊サービスの安定的な利用を促進する ・香月の特色を外部に向けて発信し、登録利用者を増やす

(10) 指定管理事業（生活支援住宅青空）

目的	在宅生活に不安がある高齢者に対して、少人数で家庭的な生活環境を提供することで、住み慣れた地域での生活が継続できるよう支援する ショートステイの提供で在宅生活の継続を支援していく
目標	<ul style="list-style-type: none"> ・青空が地域資源の一つとして、必要とする多くの方に利用いただけるように、関係機関に空き情報を提供する ・入居者が安心して生活できるよう、職員間の情報共有を行い、必要に応じ職員会を開催する
実施計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース会に参加し各関係機関に対し空き情報を提供する。 ・定期的に利用者に対し声掛けを行い、生活状況の把握をすることで安心して過ごしていただけるよう支援する

(11) 指定管理事業（高齢者生活福祉センターこいのぼり荘）

目的	在宅生活に不安のある高齢者等に対し居心地の良い空間を提供し、可能な限り住み慣れた地域での自立した生活が継続できるよう支援する またショートステイを地域における重要な社会資源の一つとして有効に活用し、在宅生活が継続できるよう支援する
目標	<ul style="list-style-type: none">・入居およびショートステイの状況を関係機関と共有する・ICT を活用し、情報共有を図る・日常的な運動の機会を確保し、筋力低下を予防する
実施計画	<ul style="list-style-type: none">・ICT を活用し必要な情報の入力、情報共有することで関係機関との連携を強化する・内部・外部研修に積極的に参加し職員の資質向上を図る・季節行事や地域行事、施設内の畑の活用などを通じて生活に楽しみと活動の場を提供する・日中に体操や運動の時間を設け、断続的な身体機能の維持向上に取り組む